

水生生物の保全に係る水質環境基準にノニルフェノールが追加されました。

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）が改正され、水生生物保全環境基準の項目として、新たにノニルフェノールが追加されました。

環境庁告示第百二十七号 平成 24 年 8 月 22 日

表 1 新たに追加となった項目

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
ノニルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下
		生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下
		生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下
		生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下
	海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下
		生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L 以下

また、付表 11 にノニルフェノールの測定方法（固相抽出 GC/MS 法）が追加されました。従来の付表 11 は付表 12 とされました。